

2019年1月7日

特別監査チームによる調査内容につきまして

昨年12月29日、一般社団法人共同通信社より、「入管に組織的に虚偽申請か 在留資格で代行グループ」と題する記事（以下「当報道」といいます。）が公表されたため、あじあ行政書士法人（以下「当法人」といいます。）では、当報道における指摘事項を含め、当法人が関わった申請業務全般について、現在、「特別監査チーム（責任者：合田法務部長）」を組成し、調査にあたっております。

「マーベリック法律事務所（代表弁護士：山縣敦彦、住所：東京都千代田区丸の内1-7-12）」とも協議した上で、当報道において用いられている「虚偽申請」や「組織的」といった指摘に関する当法人の認識を明らかにいたします。

まず、当報道においては、「虚偽申請」という「用語」が用いられておりますが、出入国管理及び難民認定法において、「虚偽申請」とは、「偽りその他不正の手段により許可を受けたこと」を指します（出入国管理及び難民認定法第70条第1項第2号の2）。そして、その内容としては、「事実と異なることを知りながら申請し許可を得ること」を意味すると考えられております。

例えば、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」に在留資格を変更しようとする場合、「技術・人文知識・国際業務」という在留資格に係る業務につきましては、「現在の事実」ではなく、「許可後の予定」ということとなりますので、当法人としては、「雇用主の意思」を確認することによって判断するしかありません。この場合、「事実」とは、「雇用主の意思」を意味するからです。

この点について、当法人におきましては、「共同通信社による今般の報道につきまして」（2019.1.4）及び「共同通信社の報道に係る調査につきまして」（2019.1.7）において開示しているとおり、

- ①雇用主への「雇用理由書」の説明、
- ②雇用主による「雇用理由書」への押印、
- ③雇用主による「確認依頼書（雇用理由書の内容を確認したことを示す）」への押印、
- ④雇用主による「申請書類」への押印、
- ⑤許可後の「御礼状」の送付（雇用主に対して雇用理由書に基づく雇用をお願いする書面）

という形で5回確認するという手続を定めており、その事実については、年末年始における調査において客観的証拠によって立証できることを確認しております。すなわち、当法人が、「虚偽申請ができない仕組み」あるいは「組織として虚偽申請を許さない体制」を構築するように努力してきたことは、明らかな事実としてお伝えすることができます。

無論、「共同通信社による今般の報道につきまして」（2019.1.4）においても明記しているとおり、これらの施策の効果は、個々の行政書士等の遵法意識に依存する部分も少なくなく、「特定の個人によるルール違反」がなかったことまで証明するものではありません。また、当法人としては、在職している関係者における「虚偽申請」に関する認識を確認いたしました。また、「共同通信社の報道に係る調査につきまして」

(2019.1.7)でも言及したとおり、それらの認識は、客観的な証拠に基づくものではなく、本人自身の認識にすぎませんので、「特定の個人によるルール違反」がなかったことを証明するものではありません。

このため、当法人では、「特定の個人によるルール違反」の有無を確認するため、「特別監査チーム（責任者：合田法務部長）」を組成し、調査にあたっている最中であります。

また、当報道においては、「組織的」という「用語」が用いられておりますが、「組織的」とは、「共通の目的のために全体が一定の秩序をもって組み立てられているさま」（大辞泉・小学館）、あるいは、「一定の秩序や体系をもって全体が構成されているさま」（大辞林・三省堂）と解されております。

この点につきましては、これまでの調査の結果、当法人では、上述したように「雇用主の意思」を5回確認しているほか、「(1) 偽造文書や変造文書を提出しない、(2) 虚偽の内容を記載しない、(3) 虚偽を申し立てない」という3点を内容とする「不正防止3原則」を策定・明示した上で徹底を図っており、「コンプライアンス委員会」を定期的に開催しているだけでなく、「申請業務依頼書」（旧「お客さまへのお願い」という文書）に、「入国管理法等の法令に則り、在留資格に関する申請業務を承っており、如何なる不正にも加担しないことを大方針としております。」と明記し、申請者からは「私は、偽りその他不正の手段による在留資格変更許可等を求めませんし、貴社に対して、偽りその他不正の手段による在留資格変更許可等を容易にすることを求めません。」という誓約を求めています。

さらに、当法人では、「コンプライアンスマニュアル」を整備し、「いかなる場合であっても、入国管理局に対して虚偽の申請をしない」という「申請の原則」を明記した上で、社内で定められているルールを守っていなければ、ルールを守らなかった個人がすべての責任を負うことを定めているほか、「コンプライアンスマニュアル」の内容を理解していることを確認するための「コンプライアンス試験」を毎月実施しているだけでなく、「コンプライアンス試験」については有効期間を6ヶ月と定め、合格した場合であっても、合格後6ヶ月以内に受験かつ合格することを義務付け、有効期間内に合格しない場合、申請関係の業務に携われない扱いにしております。これらの事実は、客観的な証拠によって立証できることを確認済みです。

したがって、特別監査チームは、当法人において、「虚偽申請」という目的のために、「全体が一定の秩序をもって組み立てられている」、あるいは、「一定の秩序をもって全体が構成されている」という事実はない——すなわち、「組織的に虚偽申請をしている」という事実はない——という判断を下しております。

ただし、上述したように、これらの事実は、「特定の個人によるルール違反がなかった」ことを証明するものではありません。したがって、「虚偽申請」を行った者が共同通信社に対して、上記のルールに言及することなく、単に「虚偽申請」をしたとだけ証言している可能性もあるため、特別監査チームとしては、「雇用主の意思」を確認した事実が確認できない申請案件については、徹底的に調査を掘り下げる方針です。

なお、当法人では、下記①～⑪のプロセスに関しまして、不十分な部分がないか否かという点に関して、弁護士法人「法律事務所ヒロナカ（代表弁護士：弘中惇一郎、住所：東京都千代田区麴町2-4）」にレビューしていただくことになりましたので、その結果についても、開示させていただく予定です。

- ① 提携会社において、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持つ外国人の雇用を希望する企業（以下「雇用主」といいます。）と、その際に雇用主が雇用することを希望する外国人（以下「申請人」といいます。）を、当法人に紹介する場合、雇用主にヒアリングを実施し、これに基づき、「雇用理由書」に盛り込むべき情報を当法人に伝達する。
- ② 当法人は、「雇用理由書」の素案を作成して、雇用主と直接の打ち合わせを重ね、雇用主において「雇用理由書」の内容に誤りがないことを確認していただいた上で、「雇用理由書」の内容を確定し、当該「雇用理由書」の社名・代表者の記載場所に、雇用主から押印を頂く。
- ③ 上記②の際、「雇用理由書」に記された内容に誤りがないことにつき、「雇用理由書」への直接の押印とは別個に、雇用主から「雇用理由書」の内容を確認した旨を示す「確認依頼書」に押印を頂く。
- ④ 申請書類を完成する前に、申請人に対して、「雇用理由書」の内容を説明し、その内容を確認した旨を示す「確認書」（正式な申請書類とは別個の書面）に署名して頂く。
- ⑤ 行政書士は、申請書類一式を整えて最終的に完成させ、申請書類に書かれた内容に誤りがないことを確認し、雇用主及び申請人から、正式な申請書類に押印及び署名を頂く。
- ⑥ 在留資格が許可された際には、当該外国人を「雇用理由書」の内容のとおり雇用すること及び現場研修等を行う際には法令が許す範囲内で実施すること等につき、許可後速やかに、雇用主に対して文書を送付することにより注意喚起を行う。
- ⑦ 「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、上記②③⑥の履行について、適宜確認を行う。
- ⑧ 「（1）偽造文書や変造文書を提出しない、（2）虚偽の内容を記載しない、（3）虚偽を申し立てない」という3点を内容とする「不正防止3原則」を策定・明示し、徹底を図る。
- ⑨ 「お客さまへのお願い」という文書に、「入国管理法等の法令に則り、在留資格に関する申請業務を承っており、如何なる不正にも加担しないことを大方針としております」と明記し、申請者からは「私は、偽りその他不正の手段による在留資格変更許可等を求めませんし、貴社に対して、偽りその他不正の手段による在留資格変更許可等を容易にすることを求めません」という誓約を求める。
- ⑩ 「コンプライアンスマニュアル」を整備し、「いかなる場合であっても、入国管理局に対して虚偽の申請をしない」という「申請の原則」を明記した上で、社内で定められているルールを守っていないければ、ルールを守らなかった個人がすべての責任を負うことを定める。
- ⑪ 「コンプライアンスマニュアル」の内容を理解していることを確認するための「コンプライアンス試験」を毎月実施する。この「コンプライアンス試験」については有効期間を6ヶ月と定め、合格した場合であっても、合格後6ヶ月以内に受験かつ合格することを義務付け、有効期間内に合格しない場合、申請関係の業務に携われない扱いにする。

当法人としては、当報道を契機に、より一層の法令遵守を徹底させていく所存ですので、今後ともご愛顧の程宜しくお願い申し上げます。